

事業用脱炭素促進設備導入費補助制度

ID 1012572

対 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている法人

対象事業 事前に省エネルギー診断^{*3}を受け、その提案に基づき実施するCO₂排出量の削減に寄与し、次のいずれにも該当する事業

- (1) 申請日において着手していないもの
- (2) 令和8年3月2日までに完了するもの
- (3) 補助対象経費の合計が300万円以上であるもの
- (4) 事業実施前と比較し年間CO₂排出量を10%以上削減することが見込まれるもの

*3 エネルギー管理士などの資格を有する者が、事業所のエネルギー使用状況などを調査・分析し、CO₂排出量の削減に資する提案や削減効果などが明示された報告書を作成すること

対象設備 次のいずれにも該当する設備

- (1) 既存の設備と用途が同一であること（再生可能エネルギー発電設備を除く）
- (2) 中古品またはリースにより取得するものでないこと
- (3) 再生可能エネルギー発電設備は、合計出力が10kW以上であり、かつ自家消費を主目的とする

※余剰電力が生じる場合は、取扱いについて事前に市と協議が必要

補助金額 補助対象経費^{*4}の2分の1（上限1000万円）

*4 設備の購入費、設置費、設計費、既存設備の撤去費

申請期限 7月10日(水)

※申請締切後、補助金1円あたりのCO₂削減効果が高い順に補助金対象事業者を決定

他 補助事業完了の翌月から1年間のエネルギー使用実績について報告書の提出が必要

合併処理浄化槽設置整備事業補助制度

ID 1003934

対 下水道の事業計画区域以外の地域にある専用住宅において、既設の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する人

対象設備 高度処理型（窒素またはリン除去型）かつ国庫補助指針に適合する10人槽以下の合併処理浄化槽

補助区分	人槽	補助金額（上限）
①設置に要する費用の10分の4	5	360,000円
	6~7	462,000円
	8~10	585,000円
単独処理浄化槽の撤去を伴う場合（①の金額に上乗せ）		+120,000円
くみ取り便槽の撤去を伴う場合（①の金額に上乗せ）		+90,000円
宅内配管の工事を伴う場合（①の金額に上乗せ）		+300,000円

申請期限 合併処理浄化槽の工事着工前

※2月28日(金)までに設置完了および実績報告を行うこと

浄化槽の適切な維持管理をしましょう！

ID 1008979

浄化槽の機能を適正に維持し、生活排水をきれいに処理するために、浄化槽使用者は、保守点検・清掃・法定検査が義務付けられています。保守点検を年3~4回、清掃を年1回以上（全ばっ気式は6カ月に1回以上）、法定検査を年1回受けてください。

適正な維持管理をしていないと、悪臭などの原因になるよ！



生ごみ処理機器購入費補助制度

ID 1003782

対 次の条件に該当する市内在住、市内に共同住宅を所有する人または市内に共同住宅を建設する事業所

対象設備 ①生ごみ処理機（電動、手動などによる機器）、②コンポスト容器（容量70ℓ以上の機器）

条件 ▶市が承認した販売指定店で購入すること

▶①・②それぞれ過去3年間補助を受けていないこと

補助金額 販売価格（税込）の2分の1

上限金額 ①30,000円、②5,000円

申請期限 対象機器の購入日から90日以内

環境のための補助制度などを活用してください

問 環境推進課 ☎62-1017

環境保全と地球温暖化防止のため、一定の要件を満たす人・事業者へ各種補助金を交付します。

※申請書・パンフレットは市HPでダウンロード可

補助制度共通要件 個人・事業者ともに市が賦課徴収する税金を滞納していないこと

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度

対 自らが居住する市内の住宅に対象システムを購入し設置する人または自らが居住する目的で対象システム付の市内の新築建売住宅を購入した人

※実績報告時までの転入・転居者含む

補助金額 設置に要する額

補助対象システム	補助上限額
①住宅用太陽光発電システム（一体的導入 ^{*1} ） ID 1003926	1kWあたり50,000円 （上限150,000円）
②家庭用燃料電池システム（エネファーム） ID 1003927	100,000円
③住宅用エネルギー管理システム（HEMS） ID 1003928	20,000円
④住宅用リチウムイオン蓄電システム ID 1003930	150,000円 増額
⑤住宅用電気自動車等充給電システム ID 1003929	50,000円
⑥高性能外皮等（一体的導入 ^{*2} ） ID 1017513 断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす住宅の高断熱外皮、空調設備、給湯設備（エネファームを除く）、換気設備	100,000円 New
⑦住宅用太陽熱利用システム ID 1003931	自然循環型 25,000円
※太陽光発電システムと一体型のシステムを設置する人は、太陽光発電システムとの併給不可	強制循環型、 空気集熱型 50,000円

*1 ③と④~⑥のいずれかを一体的に導入する場合

*2 ①と③を一体的に導入する場合

申請期限 補助対象システムの着工前（建売住宅の場合は引渡前）

※年度内に設置完了および実績報告を行うこと

補助制度を活用して
お得にエコしよう♪



次世代自動車購入費等補助制度

対 ▶個人用（ID1003932）…申請日の6カ月以上前から引き続き市内に在住し、市内を使用の本拠とする新車の次世代自動車を非営利かつ自ら使用する目的で購入または4年以上のリース契約をした人

▶事業用（ID1003933）…市内に事務所または事業所を有し、市内を使用の本拠とする新車の次世代自動車を事業のために自ら使用する目的で購入または4年以上のリース契約をした事業者（1年度につき1台を限度。超小型電気自動車1台とその他補助対象車種1台の組み合わせは可）

※個人・事業用ともにリース（サブスクリプション含む）契約の場合、対象者に次世代自動車を貸与するリース事業者に補助金を交付します。車の使用者は補助金相当額がリース料金から値下げされます。

補助金額 車両本体価格の10分の1

補助対象車種	個人用	事業用
燃料電池自動車	上限500,000円	上限400,000円
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	上限300,000円	上限150,000円
超小型電気自動車	上限70,000円	

申請期限 車検証または標識交付証明書の交付年月日から90日以内

EV・PHEV充電スタンドを設置しています

ID 1003906

場 市役所、相生駐車場、神田駐車場、各市民センター、南部・北部生涯学習センター、総合文化センター、一ツ木福祉センター、刈谷ハイウェイオアシス第1駐車場

利用方法 いずれか1カ所での利用登録で、200V普通充電スタンドを無料で利用できます（1回90分まで）。登録車両のナンバーを確認の上、施設窓口で運転免許証を提示し、利用登録の手続きを行ってください。

他 •施設により利用登録受付時間や充電設備利用時間が異なります。
•施設の工事などで登録受付や利用ができない場合があります。

